

	都市計画区域内			都市計画区域外	(参考) 公拡法の記載 (第4条第1項)				
	市街化 区域内	市街化 調整区域	非線引き 区域						
① 都市計画施設の区域内の土地 ※土地区画整理事業を除く	200㎡以上			200㎡以上	第1号				
② 都市計画区域内の土地で次に掲げるもの ・ 道路の区域内の土地 ・ 都市公園を設置すべき区域内の土地 ・ 河川予定地として指定された土地 等 ※土地区画整理事業を除く				200㎡以上				第2号	
③ 土地区画整理促進区域内の 土地区画整理事業の施行区域内の土地									第3号
④ 住宅街区整備事業の施行区域内の土地									第4号
⑤ 生産緑地地区の区域内の土地									第5号
上記以外									